



まちづくりニュース

「高知県自転車条例」が施行されます

平成31年4月1日から、『高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例』が施行されます。

この条例は、「自転車の安全で適正な利用を促進し、歩行者・自転車・自動車とともに安全に通行することで、県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に役立てること」を目的として制定されました。

自転車を利用する方は、『自転車が車両』であることを自覚して交通ルールを守り、自転車を安全に利用してください。

安全利用の促進に向けて

- ★ 自転車は車両です。車と同じく、道路交通法などの関係法令を守りましょう。
- ★ 自転車が通行できる歩道でも、歩行者に十分配慮しましょう。
- ★ 安全で適正な利用のため、技能・知識を習得しましょう。
- ★ 日頃から点検整備を行い、異常を感じた時は、販売業者などで点検整備を受けましょう。
- ★ 事業者は、自転車を利用する従業員に対し、安全で適正な利用のための指導を行いましょう。

条例の主な取組内容

自転車交通安全教育等

自転車を安全で適正に利用し、歩行者及び自動車等と共に安全に道路を通行することができるようにするための交通安全教育等の実施

■ 県民に対する自転車交通安全教育

県

高知家みんなで交通安全教育

- 学校
- 児童生徒等への発達段階に応じた教育
 - 児童生徒等の自主的な活動への配慮
 - 学生等への啓発

- 家庭
- 保護者による教育
 - 家族による高齢者への助言

ヘルメットの着用等

- 子ども(18歳以下)が利用する自転車への反射器材の装着とヘルメットの着用への努力義務



子どもの未来を守るヘルメット!!

自転車損害賠償保険加入の努力義務化

- 自転車利用者の保険への加入
- 自転車を利用する子どもの保険への加入
- 貸付業者・事業者の保険への加入
- 小売業者による自転車購入者への保険加入に関する情報提供



- 自転車の点検整備と施錠等の防犯対策



もしもの時に備えて、保険に加入しましょう。

※自動車の任意保険や障害保険の特約として付いている場合があります。ご自身が加入している保険を確認してみてください。

- 小売業者・貸付業者による購入者等への、安全で適正な利用に関する情報提供・助言